

◎海運業務に関する協議のための民間団体の設立等に関する
日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文

(略称) 中国との民間海運協議団体の設立等に関する取極

昭和五十一年八月二十五日 東京で
昭和五十一年八月二十五日 効力発生
昭和五十一年九月九日 告示

(外務省告示第一九五号)

目 次

中国側書簡	一 二 一
1 民間海運協議団体の設立	一 二 一
2 協議の円滑、適時の実施	一 二 一
3 代表事務所を設置、要員	一 二 一
4 代表事務所要員の出張	一 二 二
5 代表事務所に対する援助	一 二 二
日本側書簡	一 二 三

(海運業務に関する協議のための民間団体の設立等に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文)

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、千九百七十四年十一月十三日に東京で署名された中華人民共和国と日本国との間の海運協定に言及するとともに、同協定第十条の規定の実施に関して、両政府が到達した次の了解を本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 両政府は、両国の船舶による旅客又は貨物の円滑な運送の促進のためには、両国間の海運業務に従事するそれぞれの国の海運企業が団体を組織し、当該両団体が、両国間の海運業務に関する問題につき協議することが有益であることを認める。

2 両政府は、それぞれの国の海運企業が組織する1にいう団体を相互に通報するものとし、それぞれの権限の範囲内で、前記の協議が円滑かつ適時に行われるよう奨励する。

3 それぞれの国の海運企業が組織する1にいう団体は、他方の国の法令に従い、北京又は東京に代表事務所を設置することができ。

代表事務所の要員は、中華人民共和国又は日本国の国民でなければならず、当該代表事務所の所在する国の法令を遵守しなければならない。

現地で雇用される者を除き代表事務所の要員の数の最高限

(中国方面函件)
日本国政府海運代表団团长中江要介先生

团长先生：

我榮幸地提及一九七四年十一月十三日在东京签订的中华人民共和国和日本国海运协定，并代表本国政府确认，两国政府就执行该协定第十条的规定达成如下谅解：

一、两国政府认为，为了促进两国船舶顺利地进行旅客、货物运输，由各自从事两国间海运业务的海运企业组成团体，并由该两团体就有关两国间海运业务问题进行协商，是有益的。

二、两国政府相互将一中所指的各自海运企业组成的团体通知对方，并在各自权限范围内，鼓励顺利和适时地进行上述协商。

三、一中所指的各自海运企业组成的团体，按照对方的法令，可以在北京或东京设立代表办事处。

代表办事处的工作人员必须是中华人民共和国或日本的公民，并须遵守该代表办事处所在国的法令。

代表办事处的人数，除在当地聘用工作人员以外，最多为六名，并根据业务需要，经双方主管当局同意后，

民間海運
協議団体
の設立

協議の円
滑、適時
の実施

代表事務
所の設置
、要員

中国側書
簡

度は、六名とし、業務の必要に基づき、両国の権限のある当局の間の合意により変更することができる。

4 代表事務所の要員は、当該代表事務所の所在する国において必要とされる手続を履行した後、自国の船舶及び自国の海運企業が備船した自国以外の国の船舶が停泊している港に赴くことができる。

5 両政府は、それぞれの国内法令に従い、自国に設置される代表事務所に対して、可能な援助及び便宜を供与する。

本官は、貴官が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年八月二十五日に東京で

中華人民共和国政府海運代表団団長 張公忱

日本国政府海運代表団団長 中江要介殿

可調査此項金額。

四、代表辦事處的工作人員在履行該代表辦事處所在國的必要手續后，可以前往本國船舶和本國海運企業租用的本國以外國家船舶的停泊港口。

五、兩國政府按照各自國家的法令，為設在本國的代
表辦事處提供可能的協助和方便。

我榮幸地請您代表日本國政府確認上述諒解。
願此向您表示敬意。

中華人民共和国政府海運代表団団長

張 公 忱

一九七六年八月二十五日于東京

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(中国側書簡)

本官は、貴官の書簡に述べられた了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年八月二十五日に東京で

日本国政府海運代表団団長 中江要介

中華人民共和國政府海運代表団団長 張公忱殿

(参考)

この取極は、千九百七十四年十一月十三日付けの日中海運協定(条約集第二四七号参照)の第十条における両国の船舶による貨客の円滑な運送促進についての協力の規定に関し、両国間の海運業務に従事するそれぞれの海運企業が団体を組織し協議することについて定めたものである。